平成２２年（フ）第６９９号
東京都江東区南砂２丁目９番５号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市大和田町３丁目７番16―308号
破産者　坂口　晴良
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９３９号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地21棟304号
破産者　安澤　恒夫
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５７号
長野県上田市岡593番地１
破産者　有限会社エスアイ電子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２５８号
長野県上田市岡595番地１
破産者　株式会社マルコエレクトロニクス
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１８号
岐阜県恵那市東野2891番地の３
破産者　株式会社中建
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３４号
岐阜県恵那市大井町1134番地12、開始決定時の住所岐阜県恵那市大井町2017番地137
破産者　木藤　　修
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３７号
岐阜県土岐市泉町大富226番地の10　ニューフレグランス泉202号
破産者　池本　正人
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９号
静岡県富士市柚木字広町131番地の１
破産者　有限会社カイコウ
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１１１号
静岡県富士市厚原1991番地の１　ルーマ厚原A102
破産者　有限会社オオツーアクティブ
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７４７号
名古屋市北区新沼町116番地
破産者　大琺商事株式会社
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０号
京都市右京区花園木辻南町12番地
破産者　有限会社ミール花園
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２４６５号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　株式会社ＤＩＡ
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２３６号
神戸市中央区布引町２丁目４番９号
破産者　株式会社大平不動産
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５２９号
秋田市山王沼田町11番３号
破産者　北日本開発コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
秋田市雄和田草川字山崎241番地
破産者　新興運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８２号
横浜市中区花咲町２丁目81番地
破産者　株式会社久樂布
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７号
山口県宇部市大字東須恵1201番地の21
破産者　有限会社アオキデザインオフイス
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４４号
香川県高松市西内町５番３号
破産者　オーディーアイ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１４４号
香川県丸亀市土器町東６丁目21番地
破産者　琴参タクシー株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７１号
長崎県平戸市津吉町673番地１
破産者　宮本　利男
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
栃木県栃木市倭町６番６号
破産者　立川　秀明
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６４０号
名古屋市東区泉１丁目18番10号　エルザセンティア久屋207号
破産者　長谷川弘光
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部